

加東市地域防災計画案（風水害等対策編）新旧対照表

<p>風水害予防－80 第2編 災害予防計画 第4章 減災のための防災基盤の整備 第6節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3 電気通信施設の整備等 <略> (1) 通信施設の強化 ① 建物及び铁塔 ア 耐震診断及び補強の実施 ② 電力設備 ア 建物への支持金物による固定、蓄電池の耐震枠による移動防止など対策 イ 発電装置家の始動用保給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化の実施 ③ 通信設備 ア とう道（共同溝を含む）網の拡充 イ 通信ケーブルの地中化の推進 ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実 エ 災害対策機関の2ルート化推進 オ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化 カ 中継交換機の分散設置 (2) 災害対策用機材等の整備・点検 ① 通信途絶防止用無線網の整備 ③ 災害対策用機器の整備・充実 (3) 防災訓練の実施 災害発生に備え、災害対策機器の取扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加するものとされている。 ① 訓練内容 ア 演習の種類 ア) 災害対策情報連絡演習 イ) 災害対策復旧演習 ウ) 大規模災害の警戒宣言の情報伝達演習 イ 演習方法 ア) 会社規模における情報連絡演習 イ) 事業所単位でも、かけつけ・情報伝達演習 ウ) 防災機関における防災総合訓練への参加</p> <p>風水害応急－179 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第15節 ライフラインの応急対策</p> <p>第3 電気通信の確保 <略> 3 復旧作業過程</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 減災のための防災基盤の整備 第6節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3 電気通信施設の整備等 <略> (1) 通信施設の強化 ① 建物及び铁塔 ア 耐震診断及び補強の実施 ② 電力設備 ア 建物への支持金物による固定、蓄電池の耐震枠による移動防止など対策 イ 発電装置家の始動用保給水の確保、燃料配管のフレキシブル長尺化、蓄電池及び自家発電装置の耐震強化の実施 ③ 通信設備 ア とう道（共同溝を含む）網の拡充 イ 通信ケーブルの地中化の推進 ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実 エ 災害対策機関の2ルート化推進 オ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化 カ 中継交換機及びIP網設備の分散設置 (2) 災害対策用機材等の整備・点検 ① 通信途絶防止用無線網の整備 ③ 災害対策用機器の整備・充実 (3) 防災訓練の実施 災害発生に備え、災害対策機器の取扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加するものとされている。 ① 訓練内容 ア 演習の種類 ア) 災害対策情報伝達演習 イ) 災害復旧演習 ウ) 大規模災害を想定した復旧対策演習 イ 演習方法 ア) 広域規模における復旧シミュレーション イ) 事業所単位でも、かけつけ・情報伝達演習 ウ) 防災機関における防災総合訓練への参加</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第15節 ライフラインの応急対策</p> <p>第3 電気通信の確保 <略> 3 復旧作業過程</p>	<p>設備の追加</p> <p>文言修正及び演習内容の追加</p>
---	--	-----------------------------------

【新旧対照表（風水害等対策編）】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

<p>(1) 通信の混乱防止 災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。</p> <p>(2) 通信の利用と広報 災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。</p> <p>① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。</p> <p>② 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先して取扱う。</p> <p>③ 臨時営業窓口を開設する。</p> <p>④ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。</p> <p>⑤ 一般利用者に対する広報活動の実施する。</p> <p>⑥ 西日本電信電話(株)兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。</p> <p>(3) 「災害用伝言ダイヤル」を利用した安否確認 災害時において被災地への通信がよるふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステムを確立する。</p> <p>① 提供の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がふくそうした場合に提供を開始する。 ・ 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤルセンター」へ録音し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取して安否等を確認する。 <p>② 伝言の条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝言時間…1伝言当たり30秒間録音 ・ 伝言保存期間…2日間 ・ 伝言蓄積数…1電話番号当たりの伝言数は1～10伝言で、提供時知らせる。 <p>③ 伝言通知容量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約800万伝言 <p>④ 提供時の通知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオを通じて、利用方法伝言登録エリアなど知らせる。 ・ 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用していただきたい旨の案内」を流す。 ・ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレットなどを配備する。 ・ 行政のホームページ等により、利用方法を周知する。 	<p>(1) 通信の混乱防止 災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。</p> <p>(2) 通信の利用と広報 災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。</p> <p>① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。</p> <p>② 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確認し他の通話に優先して取扱う。</p> <p>③ 臨時営業窓口を開設する。</p> <p>④ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。</p> <p>⑤ 一般利用者に対する広報活動の実施する。</p> <p>⑥ 西日本電信電話(株)兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。</p> <p>(3) 「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」を利用した安否確認 災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル（171）」「災害用伝言板（web171）」を確立する。</p> <p>① 提供の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がふくそうした場合に提供を開始する。 ・ 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル（171）」又は「災害用伝言板（web171）」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。 <p>② 伝言の条件等</p> <p>ア 「災害用伝言ダイヤル（171）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝言時間…1伝言当たり30秒間録音 ・ 伝言保存期間…2日間 ・ 伝言蓄積数…1電話番号あたりの伝言数は1～10伝言で、提供時知らせる。 <p>イ 「災害用伝言板（web171）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続条件…インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録、確認が可能 ・ アクセスURL…https://www.web171.jp ・ 伝言文字数…1件あたり100文字まで入力可能 ・ 伝言登録数…20件まで（20件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存されます。） ・ 伝言保存期間…最大で6ヵ月 <p>③ 伝言通知容量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約800万伝言 <p>④ 提供時の通知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオを通じて、利用方法伝言登録エリアなど知らせる。 ・ 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用していただきたい旨の案内」を流す。 ・ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレットなどを配備する。 ・ 行政のホームページ等により、利用方法を周知する。 	<p>「災害用伝言板（web171）」の追加</p>
---	--	----------------------------